令和５年2月

お取引先各位

公益社団法人東京労働基準協会連合会

八王子労働基準協会支部　事務局

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

　拝啓　貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当連合会の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、令和５年１０月１日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

　つきましては、当連合会の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号等について下記ご依頼内容に必要事項をご記入の上、当連合会までご返信くださるようお願いいたします。

　何卒ご理解、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. **当連合会登録番号：T2-0117-0500-1081**
2. ご依頼内容

貴社名：

本社所在地：

ご担当者氏名・連絡先：

　　　　　　　　　TEL

①貴社の状況に該当する□欄にチェック✔をご記入ください

[ ] 課税事業者

[ ] 課税事業者以外（免税事業者）

　②貴社の状況に該当する□欄にチェック✔をご記入ください。

　[ ] 適格請求書発行事業者の登録申請済で登録番号の通知を取得している。

　[ ] 適格請求書発行事業者の登録申請済で登録番号の通知をまだ取得していない。

　　　[ ] 適格請求書発行事業者の登録申請を行う予定。申請予定年月日　令和５年　　月頃

　[ ] 適格請求書発行事業者の登録申請を行う予定はない。

　③適格請求書発行事業者登録番号又は法人番号（１３桁）をご記入ください

　　登録番号または法人番号（１３桁）：

＊**ご返信は以下のいずれかの方法にてお知らせください。**

**メールアドレス：　hachiouji-roukikyoshibu2@toukiren.or.jp**

**FAX（3/15まで）：042-644-2092　　FAX（3/20から）：042-512-5473**

　お問い合わせ先

公益社団法人東京労働基準協会連合会　八王子労働基準協会支部　事務局　　森川

　TEL（3/15まで）：042-644-2090　　TEL（3/20から）：042-512-5312